

ヒグマの人里への出没対策等に関する実態調査 —資料集—

北海道管区行政評価局



(自動撮影カメラにより撮影:洞爺湖町提供)

目 次

- 「1 ヒグマの人里での出没等についての市町村の認識」関係のデータ（報道資料P2関係）・・・P1
 - ・ 過去5年間におけるヒグマの人里での出没状況
 - ・ ヒグマの人里での出没原因として考えられるもの（複数選択可）
 - ・ 過去5年間におけるヒグマによる被害の発生状況（被害の種類別）
 - ・ ヒグマの出没や被害の発生に対する認識

- 「2 ヒグマ対策の実施状況①（北海道ヒグマ管理計画に基づく対策）」の事例（報道資料P3関係）・・・P2
 - No.1 オオカミ型LED獣害撃退装置の設置による追い払い
 - No.2 動物駆逐用煙火の使用による予防的な追い払い

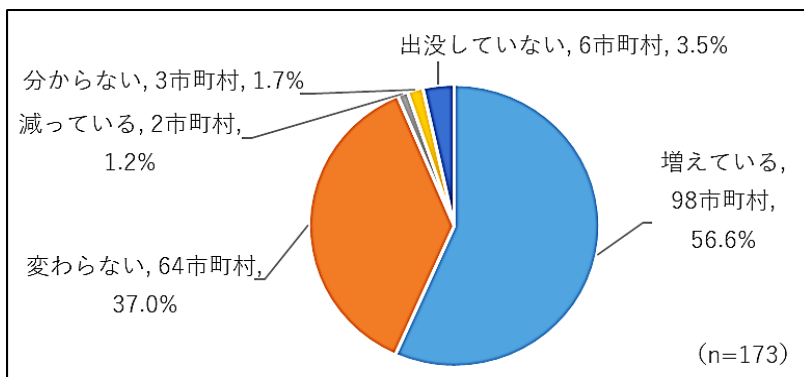
- 「3 ヒグマ対策の実施状況②（市町村独自の取組～広域連携）」の事例（報道資料P4関係）・・・P2
 - No.3 隣接市町とのヒグマ狩猟者の越境許可申請に関する協定
 - No.4 振興局管内を越えた町村間の連携による狩猟者の育成

- 「3 ヒグマ対策の実施状況②（市町村独自の取組～その他）」の事例（報道資料P4関係）・・・P3
 - No.5 狩猟免許の取得を促進するための出前教室
 - No.6 自動撮影カメラ、ヘア・トラップ及びDNA分析による個体識別
 - No.7 NPO法人等と所有者とのマッチングによる放棄された果樹の伐採

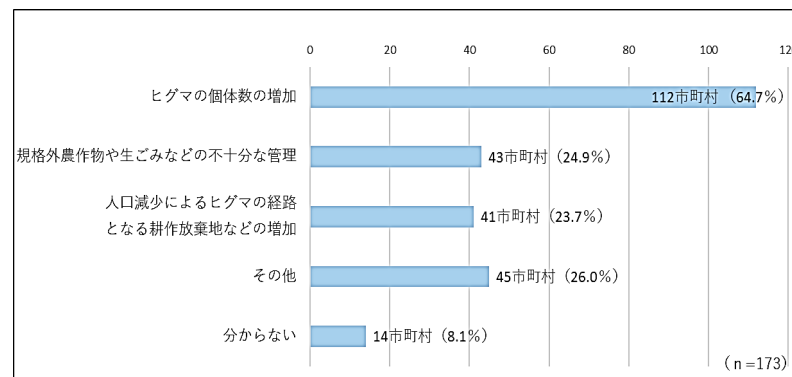
- 「4 ヒグマ対策の実施体制」に関連する取組事例～独自の計画等の作成（報道資料P5関係）・・・P4
 - No.8 ヒグマ対策に関する基本計画
 - No.9 ヒグマ出没に係る対応方針
 - No.10 ヒグマ出没時の対応マニュアル

「1 ヒグマの人里での出没等についての市町村の認識」関係のデータ（報道資料P2関係）

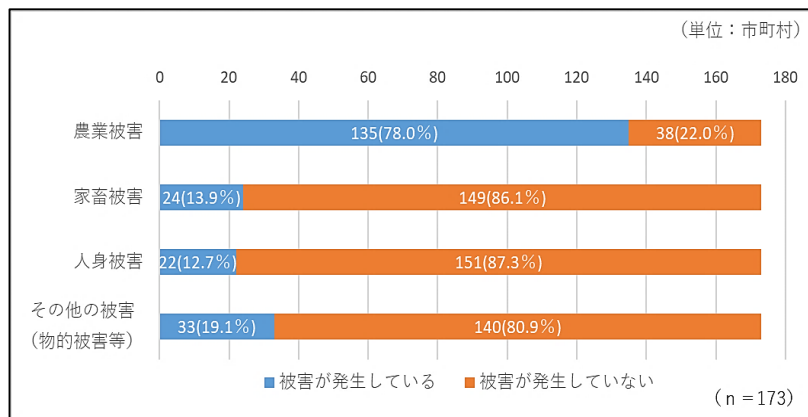
過去5年間におけるヒグマの人里での出没状況



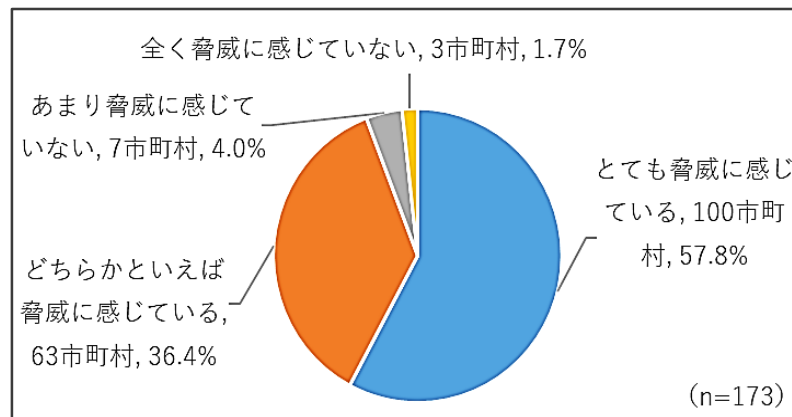
ヒグマの人里での出没原因として考えられるもの（複数選択可）



過去5年間におけるヒグマによる被害の発生状況（被害の種類別）



ヒグマの出没や被害の発生に対する認識



「2 ヒグマ対策の実施状況①（北海道ヒグマ管理計画に基づく対策）」の事例（報道資料P3関係）			
No	取組 (市町村)	区分	内容
1	オオカミ型LED獣害撃退装置の設置による追い払い (滝川市) 【結果報告書 P21】	出没予防のための取組	<p>滝川市は、市内各所でヒグマの痕跡の発見や出没が相次ぎ、農作物や人身被害の危険性が高まったことなどから、令和2年10月にオオカミ型LED獣害撃退装置を設置した。</p> <p>この装置は、動物が近づくと赤外線センサーで感知し、目に埋め込まれた赤色LEDを点滅させ、オオカミを模した声など数十種類の威嚇音を発して追い払う仕組みとなっている。</p> <p>同市は、この装置の設置箇所の周辺にヒグマの足跡や目撃情報がないことから、一定の効果があったとしている。</p>
			 <p>(滝川市提供)</p>
2	動物駆逐用煙火の使用による予防的な追い払い (七飯町) 【結果報告書 P21】	出没予防のための取組	<p>七飯町は、ヒグマの出没が増加し、住宅地周辺から追い払う対策の実施が急務となったため、平成29年度から、町内会の有志の協力を得て、ヒグマが出没する前に、動物駆逐用煙火（注）による予防的な追い払いを実施している。</p> <p>（注）大きな音で鳥獣の追い払いを行うための煙火</p> <p>この取組は、毎年8月上旬から9月下旬までの毎晩、有志が交代で、自宅の裏から農地に向かって煙火を鳴らすものである。</p> <p>同町は、この取組を実施してから、住宅地周辺へのヒグマの出没がなくなったため、住民の安心・安全につながったとしている。</p>
「3 ヒグマ対策の実施状況②（市町村独自の取組～広域連携）」の事例（報道資料P4関係）			
3	隣接市町とのヒグマ狩猟者の越境許可申請に関する協定 (旭川市（東神楽町・比布町）) 【結果報告書 P30】	広域的な連携に係る取組	<p>旭川市は、隣接する町との境界で農作物を目的としたヒグマが出没し始めたため、上川総合振興局に、狩猟者が現地調査のために隣接市町に越境する方法を相談したところ、他の振興局管内で締結されているヒグマ狩猟者の越境許可申請に関する協定の例を紹介された。同市は、この協定を参考として、平成30年4月に東神楽町と、同年5月には比布町と、越境した区域を捕獲許可申請区域として設定する旨の協定を締結した。</p> <p>これらの協定締結により、実際に越境捕獲する際には特段の手続きが必要なくなり、狩猟者又は同行する職員が現地でその都度越境の必要性を判断すればよいものとなっている。同市における令和2年度（3年1月時点）の越境実績は、約10件となっている。</p>
4	振興局管内を越えた町村間の連携による狩猟者の育成 (鶴居村（標津町）) 【結果報告書 P31】	広域的な連携に係る取組	<p>鶴居村は、村内でヒグマの駆除などを担ってきた狩猟者が高齢化し、後継者の育成が必要な状況となっていたため、釧路総合振興局に相談したところ、根室振興局管内の標津町に所在するNPO法人が、ヒグマの捕獲に関する研修会を開催しているとの情報提供を受けた。</p> <p>この情報提供を契機として、平成30年度から、同村は、当該NPO法人から講師を招き、村内の狩猟者を対象としたヒグマの捕獲方法（主にわなの設置）についての研修会を開催している。</p> <p>また、令和2年度から、道の「ヒグマ対策技術者育成のための捕獲事業」を、標津町との合同事業として共催しており、相互の狩猟者が猟銃による捕獲に関する技術交流を行っている。</p> <p>なお、同村は、令和2年8月に、村内の狩猟者が出没したヒグマの捕獲に成功しており、同村は、研修会開催の効果であるとしている。</p>

「3 ヒグマ対策の実施状況②（市町村独自の取組～その他）」の事例（報道資料P4関係）

No	取組 (市町村)	区分	内容	
5	<p>狩猟免許の取得を促進するための出前教室 (標茶町)</p> <p>【結果報告書 P 27】</p>	<p>狩猟者の育成・支援の取組</p>	<p>標茶町は、町民に狩猟免許取得の際に必要な手順や手順等を知ってもらう機会をつくることを目的として、平成22年度から「狩猟免許出前教室」を開催している。</p> <p>この出前教室は、釧路総合振興局の職員を講師として招き、野生鳥獣による被害の現状、狩猟免許取得制度等について説明を受けるほか、狩猟免許取得試験における実技試験に備え、釧路総合振興局が所有する模擬猟銃などを用いて、操作の練習を行うものとなっている。</p> <p>同町は、参加者は毎年度10人弱程度であり、そのうち少なくとも1人は狩猟免許を取得したとしている。</p>	 <p>(標茶町提供)</p>
6	<p>自動撮影カメラ、ヘア・トラップ及びDNA分析による個体識別 (札幌市)</p> <p>【結果報告書 P 28】</p>	<p>ヒグマの動向等を把握するための調査の取組</p>	<p>札幌市は、平成23年度以降、毎年6月から11月頃にかけて、自動撮影カメラとヘア・トラップの設置及びDNAによる個体識別を実施している。</p> <p>被毛が採取できた場合には、共同研究先である酪農学園大学や地方独立行政法人北海道立総合研究機構がDNA分析を実施し、分析結果をヒグマ捕獲時の個体識別や、捕獲されたヒグマが人里へ降りてきた原因の判断に活用している。</p>	 <p>(札幌市提供)</p>
7	<p>NPO法人等と所有者とのマッチングによる放棄された果樹の伐採 (札幌市)</p> <p>【結果報告書 P 32】</p>	<p>住民やボランティアの参画によるヒグマ対策の取組</p>	<p>札幌市は、令和2年度に、ヒグマを誘引するおそれのある放棄された果樹の所有者と伐採を行うNPO法人等をマッチングすることにより、放棄された果樹の伐採を実現した。</p> <p>この取組は、i) 同市が放棄された果樹の所有者に管理する意向がないこと及び伐採を了承することを確認、ii) 伐採作業を行うNPO法人やその作業を手伝う市民団体に対し情報を提供、iii) 市民団体がインターネットなどを通じてボランティアを募集し、伐採が行われるものとなっている。</p> <p>同市は、令和2年度には3地区で延べ100人のボランティアが伐採に参加しており、今後もヒグマを誘引するおそれのある放棄された果樹が市街地周辺に見当たらなくなるまでこの取組を継続するとしている。</p>	 <p>(札幌市提供)</p>

「4 ヒグマ対策の実施体制」に関連する取組事例～独自の計画等の作成（報道資料P5関係）

No	取組 (市町村)	区分	内容
8	ヒグマ対策に関する基本計画 (札幌市) 【結果報告書 P 40】	独自の計画等の作成	<p>札幌市は、相次ぐヒグマの市街地への出没に伴い、市民生活の安全確保が必要となったことから、平成29年3月に「さっぽろヒグマ基本計画」を作成している。</p> <p>この計画は、特に市街地への侵入抑制策の実施に重点を置いており、市街地ゾーン、市街地周辺ゾーン、森林ゾーンといった都市部に対応した独自のゾーニングを行い、各ゾーニングに応じた対策の実施、ヒグマの生態に関する普及啓発等について定めている。</p> <p>また、同市は、この計画に基づいてヒグマ出没時の危機管理体制を構築しており、ヒグマが出没した際には、関係機関等と協力してヒグマの侵入経路や行動範囲等の把握に努め、地域住民への注意喚起を行い、出没個体の有害性と出没地域のゾーニングに応じて必要な対策を講じるほか、有害性が高く、捕獲が必要な場合などについては、同市のヒグマ対策に関係する部局で構成する札幌市ヒグマ対策委員会において、必要な対策を決定することとしている。</p> <p>同市は、この計画を作成したことにより、担当者が交代しても統一的な対応が可能となったほか、各種事業において、ヒグマとの共生の重要性を市民に啓発することにより、市民のヒグマ対策に関する認識が、「ヒグマが出没したら即駆除」という考え方から「市街地侵入抑制策によるヒグマとの共生」へと変わりつつあると感じる機会が増えたとしている。</p>
9	ヒグマ出没に係る対応方針 (旭川市) 【結果報告書 P 41】	独自の計画等の作成	<p>旭川市は、ヒグマの危険性に応じて適切に対処することにより、人身事故防止、人里への出没抑制等を図ることを目的として、令和2年3月に「ヒグマ出没に係る対応方針」を作成している（毎年度更新）。</p> <p>この方針においては、i) ヒグマの出没に関する通報を受けた場合、原則として猟友会の協力を得て現地調査を実施、ii) 得られた目撃情報等のほか、猟友会の助言を基にヒグマの危険度を段階的に判断、iii) 入林・入山の規制等の対応を実施することとしている。</p> <p>同市は、この方針作成の効果について、ヒグマ出没の通報を受けてからの現地対応が迅速にできるようになったこと、ヒグマ対策を担当している職員が不在の場合でも、他の職員が統一的な対応をとれるようになったことを挙げている。</p>
10	ヒグマ出没時の対応マニュアル (下川町) 【結果報告書 P 41】	独自の計画等の作成	<p>下川町は、近年、市街地周辺や市街地の公園等にヒグマが出没するケースが増えていることなどから、平成27年4月に「ヒグマ出没時の対応マニュアル」を作成している。</p> <p>このマニュアルでは、町内をi) 住宅地等、ii) 農耕地、iii) 森林地帯・住民無の三つに区分し、それぞれの対応方針を定め、その時の現場の状況に合わせ、臨機応変に対応することとしている。</p> <p>同町は、警察及び地元の猟友会との打合せの場において、このマニュアルの内容を確認し、必要に応じて修正を行うことにより、緊急時の連携が円滑になったとしている。</p>